

京都市宿泊税のお知らせ

京都市では、2018年10月1日ご宿泊分から法定外目的税として宿泊税を導入します。

宿泊料金 (サービス料を含む1人あたりの室料)	宿泊税の課税率
¥20,000 未満	¥200
¥20,000 以上 ¥50,000 未満	¥500
¥50,000 以上	¥1,000

宿泊税の課税率は、宿泊料金1名様1泊ごとに課税となります。

【課税対象となるもの】

- ・ 宿泊料金

【課税対象外（宿泊料金に含まれないもの）】

- ・ 消費税等の額に相当する料金
- ・ 客室以外のサービスに相当する料金
(例) レストランなどの食事、電話、宴会など

課税免除について

京都市宿泊税条例案に基づいて、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒または学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者に対しては、宿泊税の対象外となります。